

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第 34 号

雇用保険法の改正について

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。
事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。

2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士
板垣 義一

Topic

園は職員を雇用しているため、当然に雇用保険の適用事業者です。また、31日以上引き続き雇用されることが見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者は雇用保険の被保険者となりますから、実質的にはほぼ全ての職員が雇用保険の被保険者となります（万が一、園で未加入の職員がいたら速やかに手続きしてください）。

そういうわけで、園でも雇用保険の話は避けては通れないのですが、2025年4月1日に改正雇用保険法が施行されました。改正された点は複数あるのですが、特に園が気にするべきなのは、自己都合退職者に関する失業給付の件です。

ご存じのとおり、就業先で雇用保険に加入していた場合、退職後の退職者は、一定期間失業手当の給付を受けることができます。

これまで、会社都合による退職と自己都合による退職とでは、失業手当の給付を受けるまでの期間が異なり、会社都合だと比較的早く約1か月程度で給付が受けられるのに対し、自己都合だと約3か月先まで給付を受けられませんでした。これは自己都合退職の場合、原則として2か月の給付制限期間があるためでした。

退職する際に多少でも揉めていると、「会社都合扱いで退職させてほしい」などと言う職員がいるのですが、その理由の一つとして、失業手当の給付を早めたいというニーズがありました（当然それだけではないことも多いですが）。

ところが、今回の雇用保険法の改正に伴い、自己都合退職者の給付制限期間が1か月に短縮されたほか、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には、給付制限が解除されて早期に失業手当を受給できるようになりました。

これにより、自己都合退職時でも以前よりは早く失業手当が受給できるようになりましたし、所定の訓練を受けていたり、また退職後に新たにこれらの訓練を受けたりする場合には、もっと早く失業手当が受給できるようになりました（給付制限が解除される訓練に関する詳細は、ハローワークに問い合わせてください）。

退職希望者の退職理由で揉めるようなことがありましたら、このことを思い出してみると良いでしょう。



園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平
TEL: 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一 ■弁護士 今西 淳浩
Email: reve.info@reve-law.jp

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二
HP: <https://www.reve-law.jp/>

